2.「ものづくり産業を活性化する」

一 基本的な考え方

町田市の工業は、部品加工や最終製品の製造組立など、いわゆる「下請け」的な中小企業が多く、不況のあおりを受けやすい事業所が多数存在します。

工場は、主として市郊外に宅地部分と混在して分布しています。工場立地条件としては東名高速道路が近く、都心にも近いこと、川崎や相模原等の工業集積地に近いこと等のメリットを備えていますが、水資源に恵まれないこともあり、町田市には特に目立った工業というものがありません。

ものづくり産業のグローバル化が進むなか、市内ものづくり産業の空洞化も懸念されます。ものづくり産業の空洞化は、「農商工の連携」や「産官学の連携」による新産業の創造にも悪影響を与えかねません。ものづくり産業の空洞化については、国の責任で取り組むべき問題であり、国の動向を注視し、必要に応じて国に対しても対応策を講じるように要望していきます。

周辺の宅地化が進んでいる地域が多く、また、新規に事業所用地を確保することも 困難な状況ですが、新産業創造の原動力としてのものづくり産業の集積を維持するた めにも、既存事業者の新規製品の開発や販路拡大を支援するほか、奨励金の交付によ る事業コストの軽減策を講じ研究開発型のものづくり事業者や新規工場の誘致も進め、 市内工業の振興を図っていきます。



◇2-1 産業見本市出展支援事業

	<目的・狙い> ・市内ものづくり事業者の事業機会の拡大 ・町田市の魅力の発信		
取り組みの 概要	<内容> 市内の中小企業者が市外で実施される産業見本市に出展する際の費用の一部補助を実施し、当該中小企業者の技術や製品の積極的なPRを促進していくことと併せて、町田市のものづくり産業の実力をアピールしていきます。		
	<実施主体> ・町田市 (産業観光課)		
指標	産業見本市出展事業者数	現状 (2012年度)	5社/年
		目標 (2018年度)	12社/年

◇2-2 特許·実用新案取得支援事業

	<目的・狙い> ・市内ものづくり事業者の事業機会の拡大 ・市内ものづくり事業者の技術力の向上			
取り組みの 概要	〈内容〉 市内の中小企業者が特許や実用新案を取得する際の費用の一部補助を実施し、事業者の独自の技術やノウハウの開発を促進していきます。			
	<実施主体> ・町田市 (産業観光課)			
指標	①市内事業者の特許出願件数 ②市内事業者の特許出願審査請求件数 ③市内事業者の実用新案登録出願件数	現状 (2012年度)	①4件/年 ②4件/年 ③1件/年	
		目標 (2018年度)	9件/年(①+②+③)	

◇ 2-3 産業交流展出展支援事業 ☆

取り組みの 概要	〈目的・狙い〉 ・市内ものづくり事業者の事業機会の拡大 ・町田市の魅力の発信 〈内容〉 町田市が東京都主催の産業交流展(※)に出展場所を確保し、市内の中小企業者・団体などに出展場所を提供します。 また、当該中小企業者等の技術や製品の積極的なPRを促進していくことと併せて、町田市のものづくり産業の実力をアピールしていきます。				
	<実施主体> ・町田市(産業観光課)				
指標	産業交流展出展事業所数	現状 (2012年度)	4社/年		
		目標 (2018年度)	4社/年		

※産業交流展とは、原則として、首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に事業所を有する個性あ ふれる中小企業者・団体などの優れた技術や製品を一堂に展示し、販路拡大、企業間連携の実現、情 報収集・交換などのビジネスチャンスを提供することを目的として開催される展示会です。 出展の対象となるのは、「情報」「環境」「医療・福祉」「機械・金属」に属する分野です。

◇2-4 トライアル発注認定事業 ☆

	<目的・狙い> ・市内ものづくり事業者の新製品の普及 ・市内ものづくり事業者の事業機会の拡大 ・市内ものづくり事業者の技術力の向上		
取り組みの 概要	<内容> 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定する新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る事業者及びその事業者が新製品として生産する物品を認定し、認定製品をPRすることにより、新製品の普及を促進していきます。		
	<実施主体> ・町田市(産業観光課)		
	·呵田问(准未観光味)		
指標	トライアル発注認定製品数(累計)	現状 (2012年度)	_
		目標 (2018年度)	35

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(定義)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項 の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の3第1項各号 (定義)

第十二条の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
- 一 新商品の生産の目標
- 二 新商品の内容